

【枚方市】

（１）一般基準

屋上広告物	たて：建物の高さの2/3以内 よこ：建物の幅の範囲内
壁面広告物	たて：建物の高さの範囲内 よこ：建物の幅の範囲内

（２）表示方法等の制限区域における基準

① 【道路軸制限区域】

枚方市景観計画区域に定める「景観形成区域（道路景観軸）」の「国道1号・170号沿道区域」及び「第二京阪道路沿道区域」における表示方法等の制限

用途地域により、制限緩和区域、一般制限区域、重点制限区域に分類され、規制の内容が異なります。

区域	形式	自家用以外の広告物	自家用広告物
制限緩和区域	屋上 広告物	たて 建物の高さの2/3以内 よこ 建物の幅の範囲内	同左
	壁面 広告物	たて 建物の高さの範囲内 よこ 建物の幅の範囲内	
	その他の 広告物等	表示面積 30㎡以内 地上からの高さ 10m以内	大きさ・高さの規定なし
一般制限区域	屋上 広告物	たて 建物の高さの2/3以内 よこ 建物の幅の範囲内	建物の高さの2/3以内 建物の幅の範囲内
	壁面 広告物	たて 建物の高さの範囲内 よこ 建物の幅の範囲内	
	その他の 広告物等	表示面積 30㎡以内 地上からの高さ 10m以内	大きさ・高さの規定なし
重点制限区域	屋上 広告物	たて 建物の高さの1/3以内 よこ 建物の幅の範囲内	建物の高さの1/3以内 建物の幅の範囲内
	壁面 広告物	たて 建物の高さの1/2以内 よこ 建物の幅の範囲内	
	その他の 広告物等	表示面積 30㎡以内 地上からの高さ 10m以内	大きさ・高さの規定なし

※ は、一般基準と同じ基準

制限緩和区域	・商業地域 ・近隣商業地域
一般制限区域	・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域 ・市街化調整区域
重点制限区域	上記以外

② 【河川軸制限区域・東部制限区域】 枚方市景観計画区域に定める「景観形成区域（河川景観軸）」の「淀川沿岸区域」、「天野川沿岸区域」、「穂谷川沿岸区域」及び「景観形成区域（東部景観区域）」における表示方法等の制限

これらの区域には、周囲の景観に調和させることと併せて、用途地域により制限緩和区域、一般制限区域、重点制限区域に分類され、規制の内容が異なります。なお、この規制は道路軸制限区域にはかかりません。

区域	形式		自家用以外の広告物	自家用広告物
制限緩和区域	屋上広告物	河川軸制限区域で一部禁止	たて 建物の高さの2/3以内	同左
			よこ 建物の幅の範囲内	
	壁面広告物		たて 建物の高さの範囲内	同左
			よこ 建物の幅の範囲内	
	その他の広告物等	地上からの高さ	大きさ・高さの規定なし	同左
一般制限区域	屋上広告物		たて 建物の高さの1/3以内	同左
			よこ 建物の幅の範囲内	
	壁面広告物		たて 建物の高さの範囲内	同左
			よこ 建物の幅の範囲内	
	その他の広告物等	表示面積	30㎡以内（東部制限区域の市街化調整区域は、7㎡以内）	大きさ・高さの規定なし
		地上からの高さ	10m以内（東部制限区域の市街化調整区域は、5m以内）	
重点制限区域	屋上広告物		たて 建物の高さの1/3以内	同左
			よこ 建物の幅の範囲内	
	壁面広告物		たて 建物の高さの範囲内	同左
			よこ 建物の幅の範囲内	
	その他の広告物等	表示面積	7㎡以内	大きさ・高さの規定なし
		地上からの高さ	10m以内	

※ は、一般基準と同じ基準

制限緩和区域	・商業地域 ・近隣商業地域
一般制限区域	・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域 ・市街化調整区域
重点制限区域	上記以外

③ 特定区域（枚方市駅の周辺の区域）

河川軸制限区域内の枚方市駅の周辺における区域の制限
（令和4年4月27日までに表示・設置工事が完了しているものを除く。）

区分		面積	掲出位置
屋上広告物	自家用広告物		地上から最上端までの距離は15メートル以内 ただし、鉄道駅等の名称等については、既存の広告物の最上端より上部には設置しないこと。
	非自家用広告物	7㎡以内	地上から最上端までの距離は15メートル以内
屋上広告物以外（非自家用広告物）		7㎡以内	

④ 景観重点区域（枚方宿地区）

景観重点区域は、枚方市景観計画において、良好な景観を形成する上で特に重要な区域とされ、枚方宿地区では、街道沿いの歴史的景観に配慮した良好な景観の保全等を図る区域としています。

河川軸制限区域における大きさ等の基準に適合するとともに、歴史的景観と調和等を図るために下記の基準に適合するよう努めることとしています。

枚方宿地区のゾーン区分	色彩の基準	デジタルサイネージの基準
【商業・業務環境整備ゾーン】 【生活環境整備ゾーン】	以下の彩度を超える色の面積を、各表示面の2/3を超える色彩を使用しないこと。 ・R（赤）、YR（橙）系の色相の場合、彩度10 ・Y（黄）系の色相の場合、彩度8 ・その他の色相の場合、彩度6 ただし、着色していない石、土、レンガ、木、金属、ガラスその他自然素材の場合を除く。	光量、点滅の速度等は歴史的な景観を損なわないものとする。
【歴史的環境整備ゾーン】 (街道沿い)		電光による表示をしないこと。

※ 景観重点区域（枚方宿地区）で、市が定める条件に該当する広告物等を新たに表示・設置する許可を受けようとする場合及び広告物等を変更等する場合は、その許可の申請をするまでに事前協議が必要になります。なお、広告物等の変更のない継続許可の場合、事前協議は不要です。

⑤ 表示制限物件（電柱や停留所標識を利用する広告物）

電柱や停留所標識は、広告物の表示方法が制限される物件であり、これらを利用する場合、次の規制がかかります。禁止地域等内や許可区域内で電柱等に広告物を掲出しようとする場合は、この規制内容が許可基準となります。電柱や停留所標識を利用して広告物を掲出する場合、次のような規制があります。

	電 柱 を 利 用 す る 広 告 物 等		停留所標識を利用する広告物等
	突き出して取り付けるもの	巻き付けて取り付けるもの	
大 き さ	①府及び知事の管理する道路の電柱に取り付ける場合 ・縦 1.2 m以内 ・横 0.45m以内 ②①以外の道路の電柱に取り付ける場合 ・縦 2.0 m以内 ・横 0.5 m以内	・縦 1.5 m以内 ・横 電柱の円周の範囲内	・縦 0.45 m以内 ・横 0.45 m以内
掲 出 位 置	・地上から最下端までの距離 4.5 m以上（歩道上 3.0 m以上） ・電柱との間隔 0.15m以内	・地上から最下端までの距離 1.2 m以上	・地上から最下端までの距離 0.7 m以上
掲 出 数	電柱1本につき1個	電柱1本につき1個 (道路標識を掲出している電柱には、掲出してはならない。ただし、道路標識の効用を妨げないものである場合は、この限りでない。)	2面以内 (進行車両の非対向面・歩道側面に限る)
色 彩 等	①地色は、電柱を利用する広告物等にあつては白色又は白以外の色で彩度が低いもの、停留所標識を利用する広告物等にあつては赤色、黄色その他これらに類する色以外の色 ②蛍光塗料以外の塗料 *①②とも看板の場合に限っての制限		